

第1条 名称

本スタジオの正式名称は、Floria です。(以下、スタジオといいます)

第2条 目的

スタジオは、女性の美と健康、身体のバランスを整え内側から輝けるようサポートし、未来につながる、ライフスタイルを提案します。

第3条 会員資格

①スタジオに入会できる方は、スタジオの趣旨に賛同し、所定の申込手続きを経てスタジオが入会を承認した方で、次条に定める欠格事項に

該当しない方とします。なお、会員資格を他に譲渡することはできません。

②スタジオが提供するプログラムをご利用いただける方は原則として会員資格を有するご本人に限ります。

③スタジオは、16 歳以上の女性の方が対象です。

第4条 欠格事項

会員資格について以下の項目に該当する場合、スタジオはその方への会員資格の付与を拒否できます。また、会員資格を取得された後であっても

資格を失効することがあります。(このような場合それまで支払われた入会金・月会費等の返還は一切行われません)。

①スタジオの秩序や風紀を乱した方、又はその恐れがある方。 ②スタジオ或いはスタジオの会員の名誉を著しく傷つけた場合。

③他の会員やスタッフに著しい迷惑をかけた方、又はその恐れのある方 ④スタジオの施設・設備などを故意に損壊した方 ⑤刺青のある方

⑥医師から運動などを禁止または制限されている方 ⑦薬物(覚醒剤・LSD・大麻など)・劇物(シンナーなど)を吸引されている方

⑧アルコール依存症の方 ⑨止息性疾患、心臓疾患、脳疾患、極度の貧血や高(低)血圧など運動を行うことで身体・生命に影響がある疾病や傷害をお持ちの方、又はその恐れのある方 ⑩伝染性疾患など他の会員の健康に害を及ぼす危険のある疾病にかかっている方で治癒見込みのない方 ⑪所定の会費の納入が3ヶ月以上連続して滞った方 ⑫期限満了後、スタジオからの連絡に1ヶ月間応答なく諸手続きなどが未完了の方。

(この場合は、スタジオ側にて強制退会とさせていただきます。会員資格失効後も、スタジオは滞納相当額の請求権を当然に有しております。)

⑬その他、スタジオ側が安全に且つ十分なサービスの提供が難しいと判断された方

第5条 サービス提供をお断りする場合

会員資格を有する方であっても、以下の項目に該当する場合、サービスをお受けいただくことはできません。

(このような場合もそれまで支払われた入会金・月会費等の返還は一切行われません)。

①医師によって運動を一定期間禁じられている方 ②妊娠中の方 ③睡眠薬や精神・神経系のお薬を服用されている方

④泥酔状態の方。又は飲酒後間もない方(酒量にもよりますが、12時間以上経過していることが望ましいです)。

⑤伝染性疾患や寄生虫症(アタマジラミ)など他の会員に害を及ぼす疾病に罹っている方

⑥伝染性疾患が流行している地域への渡航後、その疾病の潜伏期間を過ぎていない方

⑦著しく体調が優れない方、又はそのように見受けられる方 ⑧著しく精神状態の不安定な方、又はそのように見受けられる方

第6条 会費

①会員料金、オプションの料金は別紙をご覧ください。現在通院中の方、又は薬を処方(服用)されている方は、医師の同意書が必要な場合が

ございます。

②会員の方が指定する銀行(郵便局)口座より毎月27日、カードは毎月20日を原則に、口座自動振替にて翌月会費分をお支払いいただきます。

③前納会費・各会員の会費のお支払いは一括となり原則払い戻しはいたしませんのでご了承ください。

第7条 ご予約・各種手続き・スタジオ利用時ルール

①完全予約制です。

②予約・キャンセル・変更については開始 60 分前までにネット予約からご対応ください。

※60 分前を過ぎてからのご連絡の場合、1回分消化となります。

③次月予約は、前月10日から受付開始します。

※状況により、開始日時が変わる場合がございます。詳細は HP、お知らせをご確認ください。

④未受講分については、翌月に繰越可能です。(月2回会員 2 回、月4回会員 4 回)

⑤退会、コース変更を希望される場合は退会希望月の毎月 8 日までに、スタッフへお声がけいただき、書類をご提出ください。

(5月末退会の場合は5月8日まで)

⑥更衣室の利用について

・更衣室は他の会員様もご利用になられます。綺麗にご使用ください。

・施設内にお忘れになられたものにつきましては、本スタジオは責任を負いかねます。スタッフが発見、または届けられたものにつきましては

フロントで2週間を限度にお預かりします。期限が超えたものにつきましては処分させていただきますので、あらかじめご了承ください。

⑦施設内は禁煙とさせていただきます。

第8条 免責事項

会員がスタッフの指示や各規定に従わない場合(スタジオが主催する施設外での活動も含む)において発生した事故(傷害・盗難など)に関して、スタジオは一切の責任を負いません。

第9条 その他

①会員はスタジオの許可なく敷地内で商業行為、政治的活動など、又はこれに類する行為を行うことはできません。

②会員が場内(スタジオが主催する施設外での活動も含む)においてセッション中に身体上の傷害を受けたときは、その会員が故意、又は重大な過失をもってご自身に傷害を与えた場合を除いて、医務的応急手当を行います。

③9条2項に該当する場合で、スタジオが行った応急手当では治療の見込みがない場合には、直ちに医療機関において治療を受けられるよう手配するものとします。

④スタジオが提供する各種サービスにつき、会員の方がご意見やご不満をお持ちの場合には、直接お申し出ください。

⑤お客様の予約状況により、営業時間に変更させていただく場合がございます。詳細は、毎月発行しているホームページにある「お知らせ」をご覧ください。

以上、上記すべての規約を理解・承諾しました。